

本日の日本経済新聞掲載記事について

2018年5月29日付日本経済新聞7面に掲載された記事「金融庁『再編必要度』マップ」についてコメントをさせていただきます。

私は金融庁参与として、「金融仲介に関する検討会」に参加をし、分析にもとづいた意見を陳述する立場にありました。また、本検討会の報告書を開示し記者会見を行った際にも同席させていただき、分析手法そのものやそれが意図する内容について、ご出席くださったマスコミの皆さまに詳しく説明をさせていただきました。

当該記事によると、あたかも各道府県の色分けが絶対的なものとして地域金融機関の皆さまに伝わり、分析作成者の意図とは違った受け止め方をされていることに遺憾の意を表したいと思います。

記者会見でもお伝えいたしましたが、日本地図を色分けした分析については、各道府県の企業融資の実態などから各道府県における地域金融機関の市場規模を計測しています。一方、事業費については実際の地域金融機関が県を超えて事業活動を行っており、都道府県別に事業費を把握することは困難な状況にあります。そこで、県内に事業活動が閉じたモデル銀行を想定し、その事業費を、現実の地域銀行の貸出残高と事業費の相関関係（決定計数0.96程度）から割り出し、1行で完全独占した場合の事業費、2行でシェアを65%、35%で分け合った場合の2行分の事業費を試算して、市場規模と比較することにしました。

1行独占になっても事業費がその道府県の市場規模を上回る場合を事業継続不能地域と呼び、65:35に2分した2行分の事業費が市場規模を上回る場合を競争不能地域と呼びました。

記者会見でも明言しましたが、モデル銀行と実際の地域銀行は異なります。現実の地域銀行は隣県や東京地区まで業務展開を行い、規模の経済を享受し事業費が割安になります。また、有価証券運用による収益を得てもいます。

あえて現実の地域銀行とは異なるモデル銀行を想定して、道府県別に事業継続不能、競争不能、競争可能と色分けをした狙いは、県単位で競争を前提に議論することの無意味さを示唆することにあります。

これも記者会見の中で申しあげていますが、長崎県、佐賀県は単独県としても事業継続不能地域に分類されますが、両県を併合した地域市場を想定して同じ計算をしますと、競争可能地域になります。北陸 3 県もそれぞれ単独では競争可能地域にはなりません、3 県をひとつの市場とみなせば競争可能地域になります。特に北陸 3 県は実際の経済活動の面では県境がほとんどなく一体の市場ととらえることも多いのではないのでしょうか。

つまり、競争可能性は市場の捉え方によって決まる部分が多く、相対的なものになります。ア priori に県単位で議論することに問題提起をするために行った分析です。

このような説明を記者会見では丁寧に行ったにもかかわらず、あたかも絶対的な意味において金融庁が事業継続不能、競争不能地域を色分けしているように報道されていることに、違和感を感じる次第です。

また、日本経済新聞の記事によれば、掲載されている日本地図の色分けをしたのが私だということですが、誤りです。日本地図の色分けには、上記のような目的ですので、複数パターンがあります。私自身の手によるものは、有価証券運用収益を考慮したものになります。掲載されている日本地図はそれが考慮されていないもので、検討会が別途作成したものです。私自身が原案を作ったのは事実ですが、私が分析を行ったわけではありませんので、正確性を欠く報道になっています。

この分析については、当初より独り歩きする懸念を私自身は否めませんでした。そこで実は全国地方銀行協会には記者会見後、協会長行に説明の機会を頂けないかとお願いをしましたが、そうした機会を得るにはいたりませんでした。先週、広島県庁の方より中国新聞の記事を見せられ、誤った報道がなされている事実を確認し、昨日あらためて説明機会をいただけないかと交渉を行いました。6 月 13 日の例会にて金融庁から説明を行う方向で詰めているところでございます。残念ながらスケジュールの都合で私自身から説明できないのですが。

また、第二地方銀行協会では、4 月に一部の銀行の東京事務所長の方々にすでに説明を行った次第です。金融庁からも地方銀行協会と同様に今後改めて説明が行われる予定です。

今回の報道を通じて、優れた分析であっても正しく報道されないと無用な混乱

を招くことを目の当たりにした次第です。どうか正確に報道していただきますことを、重ね重ねお願い申し上げます。

以上